

一般社団法人 日本燃焼学会
研究委員会規程

平成24年 9月 1日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本燃焼学会（以下「この法人」という。）の定款第4条に規定された事業について、下記の目的のために設置する日本燃焼学会研究委員会（以下「研究委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 特定燃焼研究分野の発展
- (2) 地域における燃焼研究の発展
- (3) 新規燃焼研究プロジェクトの開拓

(委員)

第2条 研究委員会には、会務を総括する担当理事を1名置くこととし、理事会が選任する。

2 研究委員会委員は、担当理事ならびに第4条に定める研究分科会委員からなる。

(報告)

第3条 担当理事は、理事会に出席して自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

(研究分科会)

第4条 研究委員会は、第1条の目的を達成するため研究分科会（以下「分科会」という。）を設け、情報収集および情報交換、講演討論会および講習会の開催等を行う。また、会員からの要請に応じて情報を提供する。

- 2 分科会設置期間は1年とする。ただし、必要に応じて1年程度延長できるものとする。
- 3 分科会委員は10名以上とする。ただし、分科会委員の半数以上はこの法人の会員としなければならない。
- 4 分科会には主査1名及び幹事2名以内を置くこととする。ただし、分科会主査及び幹事はこの法人の会員としなければならない。
- 5 分科会主査は、分科会設置後に担当理事の承諾を得て分科会委員を追加できる。
- 6 分科会主査は、分科会の活動状況を書面又は電磁的記録をもって担当理事に報告しなければならない。

第5条 分科会の設置を希望する会員は、理事会において別に定める申請書を担当理事に提出する。

- 2 担当理事は申請書を精査し、当該分科会の設置を理事会に諮る。
- 3 分科会主査及び幹事には、委嘱状を交付する。

第6条 分科会の設置期間及び分科会主査、幹事、委員の任期延長を希望する分科会主査は、設置期間終了の2ヶ月前までに、理事会において別に定める延長申請書を担当理事に提出する。

- 2 担当理事は延長申請書を精査し、当該分科会の延長を理事会に諮る。

第7条 分科会主査は、分科会の設置期間終了時に、理事会において別に定める最終活動報告書を作成し、2ヶ月以内に担当理事に提出しなければならない。

(経費)

第8条 分科会には、設置日より1年間20万円を上限として、当該活動に係る経費を支給する。

- 2 設置期間の延長が認められた場合、1年目に支給した経費に残金があれば、2年目への繰越しを認める。
- 3 経費の支給および収支報告方法、使途の制限については、理事会において別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成24年 9月 1日から施行する